

## 受験資格者（平成30年度の場合）

受験資格を有する者は、下表の「受験対象者」ア、イのいずれかに該当し、かつ、必要実務経験期間を満たす者で、現在下表の業務の勤務地が、愛知県内にある者又は、現在下表の業務に従事していないが住所地が愛知県内にある者とします。

受験資格		
	受験対象者	必要実務経験
ア	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士	通算実務経験年数が5年以上かつ、当該業務に従事した日数が900日以上 注 1,2,3,4,5
イ	「別記」に掲げる相談援助業務に従事する者	

（注意） アに該当する者の当該業務期間は、当該資格の登録日以降の期間であること。

注 1 「従事した日数」とは、実際に相談・介護等の業務に従事した日数（休日、休暇、病気、出張、研修等で相談・介護等の業務に従事しなかった日を除いた日数）をいいます。

注 2 対象者の具体的な判断については、「受験対象者」に列挙されたものであって、かつ、要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを必要とするため、当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務を行っているような期間は実務経験期間に含まれません。

注 3 必要実務経験期間は、試験日前日（平成30年10月13日（土））までに満たしていることが必要となります。

注 4 実務経験期間の日換算については、一日の勤務時間が短い者の場合についても1日勤務したものとみなします。（常勤・非常勤・パート・アルバイトの区別はありません。）

注 5 法定資格に基づく業務の場合、期間の開始は当該免許等の登録年月日以降になります。

※ 詳細な資格要件、必要な通算実務経験年数等は試験案内に記載

## 「別記」(相談援助業務に従事する者)

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
(a)	○特定施設(有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム)入居者生活介護	○生活相談員	介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第37号)第175条第1項第1号
(b)	○地域密着型特定施設入居者生活介護	○生活相談員	介護保険法第8条第21項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第110条第1項第1号
(c)	○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○生活相談員	介護保険法第8条第22項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第131条第1項第2号
(d)	○介護老人福祉施設	○生活相談員	介護保険法第8条第27項 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第39号)第2条第2項
(e)	○介護老人保健施設	○支援相談員	介護保険法第8条第28項 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第40号)第2条第4項
(f)	○介護予防特定施設入居者生活介護	○生活相談員	介護保険法第8条の2第9項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第231条第1項第1号
(g)	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援事業	○相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第18項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条
(h)	○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業	○相談支援専門員	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第7項 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条
(i)	○生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業	○主任相談支援員	生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第2条第2項